

「職長安全衛生教育」のご案内

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の皆様へ。

令和5年4月1日から職長等に対する安全衛生教育が義務化になりました。

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育をおこなわなければならないとされています。

職長教育を行うべき業種は、製造業（たばこ製造業、繊維工業、衣服その他繊維製品製造業を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業。

記

1.開催日	第1回 令和5年 6月19日（月）～ 6月20日（火） 第2回 令和5年 9月19日（火）～ 9月20日（水） 第3回 令和5年 12月20日（水）～ 12月21日（木） 第4回 令和6年 2月13日（火）～ 2月14日（水）
2.会 場	勢多会館3階 大ホール 〒371-0805 前橋市南町4-30-3
3.定 員	65名
4.講習時間	講習時間 *受付は、午前9時までに済ませて下さい。 第1日目 9時10分～16時40分 第2日目 9時00分～16時45分
5.講習料	14,080円（テキスト代・消費税含みます。） 口座振込み又は直接窓口へのお支払いをお願いします。
6.申 込	講習の申込書は、別紙の職長安全衛生教育申込書兼受講券に必要事項記載の上、FAXにて受講申込願います。尚、詳細については(一社)群馬労働基準協会連合会のホームページよりご確認ください。 https://www.gunkiren.or.jp/

《お問合せ先》

前橋市南町4-30-3 勢多会館2階
(一社)群馬労働基準協会連合会
TEL：027-212-9275
FAX：027-289-5178

職長安全衛生教育 申込書 兼 受講券

(一社) 群馬労働基準協会連合会 殿

FAX 027-289-5178

※受講番号

- ① 本人確認のできる書類の写しを添付して下さい。(自動車運転免許証・健康保険被保険者証等)
- ② 建設業の場合は建設業労働災害防止協会が実施する『職長・安全衛生責任者教育講習』をお勧めします。
- ③ 外国人の方が受講する場合、受講者の在留カード(又は外国人登録証明書)の写しを添付して下さい。
- ④ 開講時間に遅延しますと受講できませんので、時間厳守で受付願います。

講習日	令和 年 月 日 () ~			午前9時 開講	※事務局記入欄
受講者	フリガナ				生 年 月 日
	氏 名	男・女			昭和 平成 年 月 日
	旧姓等の併記の希望 いずれかを○で囲む	有 無	氏名又は通称		
	現住所	〒			
	携帯	-	-		
	TEL	-	-	FAX	- -
勤務先	事業場名				
	所在地	〒			
		TEL	-	-	FAX
	担当者名	(部課名)			
お支払方法	月 日 振込・現金	14,080円×	名分=	円	
当連合会への連絡事項					

※受講受付	第1日	第2日

※受付日	※納入日	※確認
/	/ 振・現	

こちらへ添付して下さい

- 【注】・太枠内は必ず記入して下さい。
- ・受講者欄については、楷書で正確に記入して下さい。
 - ・申込はFAXにてお願いします。
 - ・定員になり次第締め切りとなります。
 - ・講習料は、講習日の平日14日前までに納入して下さい。
振込手数料はお客様負担でお願いします。
 - ・複数の講習料を合わせて振込む場合は、合算振込内訳をFAXして下さい。
 - ・取消は講習日の平日7日前までに。それ以降の取消の場合は、講習料はお返しできません。
 - ・請求・領収書を希望される場合は、返信用封筒をお願いします。

〔申込先〕 (一社)群馬労働基準協会連合会
前橋市南町4-30-3 勢多会館2階
☎ 027-212-9275

講習会場
勢多会館3階
前橋市南町4-30-3
連合会携帯 ☎ 090-3319-7628

〔振込先〕 ツマチ
群馬銀行 豎町支店 普通 No.0575741
一般社団法人群馬労働基準協会連合会

記載された個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限定して使用し、他の用途に使用することはありません。